

論 説

早稲田大学海法研究所外国海法研究会

中華人民共和国における海事賠償責任制限に関する 最高人民法院の解釈規定

小川総合法律事務所
弁護士 雨宮 正啓

I. 新規定制定の経緯

中国（中華人民共和国）では、船舶所有者等の責任制限について規定する「中華人民共和国海商法」及び「中華人民共和国海事訴訟特別手続法」について、最高人民法院が採択した解釈規定（以下「新規定」という。）が2010年9月15日から実施されている¹。

中国海商法は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約（以下「海事債権条約」という。）の内容を取り入れて、責任制限の主体、制限債権の性質、責任制限阻却事由、責任制限額および責任制限基金の形成などについて規定を設けている²。また、中国海事訴訟特別手続法は、責任制限基金の形成手続などについて詳細な規定を定めている。

裁判実務において、これらの法の解釈について種々紛争が生じていたため、解釈の統一を図るべく、最高人民法院が調査・研究および専門家の意見を聴取した上で新規定を制定したのである³。下級審は、今後は新規定に基づいた事案の解決を図らなくてはならず、新規定は法源のひとつと考えられる。

II. 新規定の概要

新規定は「手続的規定」と「実体的規定」から構成されているので、以下ではこれらを分けて考察する。

1. 手続的規定

主な手続的規定は、責任制限事件についての管轄規定である。責任制限は、「同一の事故においてはひとつの責任制限」を原則としている。そこで、責任制限基金の形成が認められる場合、船舶所有者等の賠償範囲はその基金が限度となる。しかし、同一の海難事故において、二人以上の債権者が異なる海事法院に訴訟を提起することや、また、二人以上の船舶所有者等が異なる海事法院に基金の形成を請求することがありえる（たとえば、衝突した船舶双方の所有者など）。このような場合に、同一の事故から発生した紛争が異なる海事法院において受理され、賠償責任の有無、責任制限の可否について異なる判断が示されたとしたら、「同一の事故においてひとつの責任制限」の原則の適用に一定の影響を与えるおそれがあることになる。そこ

1 同規定については、本誌209号（2010年11月）に張秀娟氏による全文翻訳が掲載されている。

2 中国は、海事債権条約の批准国であるが、同条約の適用があるのは香港だけである。

3 新規定の制定趣旨に関しては、「実践難題の解決 裁判尺度の統一—最高人民法院民四庭担当者記者会見の質疑応答」人民法院報 2010年9月1日第2版を参照した。

で、責任制限に関する紛争事件の解決を統一し、関連する判決（基金の配当）の執行を確保するため、新規定は、基金の形成および海難事故によって生じた紛争の審理をひとつの海事法院に集中させることにした⁴（2条ないし4条）。

また、責任制限手続き実行の便宜を図るために、新規定は、中国海事訴訟特別手続法に定める責任制限基金の形成に関する規定を、さらに詳細化している（5条ないし7条）。

2. 実体的規定

実体的規定は、主に中国海商法に関する解釈規定である。これらの規定により、責任制限に関する紛争事件を審理する際の法律の適用、責任制限の主体、責任制限を享受するための要件などを明らかにした。

（1）非制限債権に基づく保全申立て

中国海商法214条は、「船舶所有者等（条文上は「責任を負う者」）が責任制限基金を設定した後は、船舶所有者等に対して請求する者は、いかなる者であっても、船舶所有者等の財産に対して、いかなる権利をも行使することができない。責任制限基金を設定した者の船舶その他の財産がすでに差し押さえられ、または基金設定者がすでに担保を交付したときは、裁判所は速やかにその差押えの解放または担保物の返還を命じなければならない」と規定する⁵。ここで、「船舶所有者等の財産に対しても、いかなる権利をも行使できない」との文言から、非責任制限債権に基づくとしても船舶所有者等の財産に対する権利行使が許されないという解釈を導くことも可能であった。そこで、このような疑義を解消するため、新規定は、非責任制限債権に基づく場合には、船舶所有者等の財産に対して保全を申し立てができるることを確認した（8条）。

（2）権利確認訴訟における上訴

海事法院が責任制限基金の形成を受理する場合、債権者は公告された期間内に債権の登記を申立てなければならない（中国海事訴訟特別手続法112条）。債権登記を申し立てる場合、債権者は、申立書とともに証拠を提出しなければならない（同法113条）。判決書、裁定書、調停書、仲裁判断書または債権公証文書以外の証拠を提出する場合、債権登記手続きをした以後、登記を受理した海事法院に対して権利確認訴訟を提起するか、当事者間に仲裁合意がある場合には仲裁を申立なければならない（同法116条1項）。海事法院が権利確認訴訟についてした判決及び裁定に対して上訴は許されない（同法116条2項）。

新規定は、権利確認訴訟手続きの中で、責任を負う者が責任を制限する権利を有しないと債権者が書面をもって主張する場合、事件の審理に中国海事訴訟特別手続法を適用せず、海事法院の判決及び裁定について上訴することができるとした（10条）。同様に、権利確認訴訟提起後に、衝突した船舶の過失割合の判定が必要とされるときは、事件の審理に中国海事訴訟特別手続法を適用せず、海事法院の判決及び裁定について上訴することができるとした（11条）。

（3）船舶運航者

中国海商法204条は、船舶所有者及び救助者は責任を制限することができると規定し、船

4 前掲（注3）・実践難題の解決を参照。

5 中国海商法の条文の訳は、夏雨訳、中村真澄監訳「中華人民共和国海商法」本誌117号29頁以下を参考とした。

船舶所有者には傭船者と船舶運航者を含むと規定する。新規定は、船舶運航者とは登記を行った船舶運航者または船舶所有者の委託を受けて実際に船舶を使用し、監督し、船舶の責任を負う者を言うとして、ここに NVOCC を含めないことを明示した（12条）。

これまでの実務においても、NVOCC に責任制限を認めておらず、新規定は、それを確認したものと言える。海事債権条約においても責任制限主体として海上航行船舶の所有者、傭船者、管理人及び運航者と規定しており、NVOCC を含めていない。

なお、新規定の草案段階では、傭船者を定期傭船者および裸傭船者とする定義規定を設けていたが、最終的には削除された。したがって、スロットチャータラーが同法204条に規定する傭船者に含まれるか否かの問題は新規定によっても解決されていない。

（4）責任制限の抗弁

新規定は、船舶所有者等（条文上は「責任を負う者」）は制限基金を形成しなくとも、訴訟において責任制限の抗弁を申し立てができるとした（13条）。

責任制限は当事者に属する抗弁権であり、中国海商法によって海難事故の責任を負う者に与えられた特別な権利である。このように責任制限の抗弁は実体的権利の抗弁であることから、当事者が自ら主張しなければならないとされる。そこで、新規定は、責任を負う者が賠償責任を制限する抗弁を申し立てなかったときは、海事法院自らが責任制限に関する法の規定を援用して裁判を行ってはならないとした（14条）。また、当事者が責任制限の抗弁を申立てなかつた場合は、海事法院は責任制限について釈明をしてはならないとされるが、当事者の訴訟能力が異なることから、状況によって裁判官は訴訟指揮などの方策を用いて、当事者の権利行使を促すことができると解されている⁶。

（5）船骸撤去費用等に関する求償権

新規定は、沈没し、難破し、乗り上げ、または放棄された船舶の引き揚げ、除去、破壊または無害化に基づく賠償請求権もしくは船舶上の貨物の除去、破壊または無害化に基づく賠償請求を含めないとする（17条1項）。海事債権条約2条1項に掲げられている債権のうち、（d）沈没し、難破し若しくは乗り揚げたまたは放棄された船舶（船舶上のすべての物を含む。）の引揚げ、除去、破壊又は無害化作業に関する債権及び（e）船舶貨物の除去、破壊又は無害化作業に関する債権を制限債権としなかつたのである。

次に、新規定は、船舶所有者等（条文では「責任を負う者」）が船舶の衝突によって前項に定める賠償請求を受け、これにより生じた損害につき相手船舶に対して損害賠償を請求する場合、請求された者が責任の制限の主張をするときは、人民法院はこの主張を認めなければならないと規定する（17条2項）。

この点、2008年5月23日から実施されている船舶衝突に関わる紛争事件の審理に際する若干の問題に関する最高人民法院規定9条が、「船舶の衝突により生じた沈没、遭難、座礁または遺棄された船舶および船舶上の運送品を浮揚、除去、取り除くために、またはこれらのものを無害にするためにかかる費用について損害賠償が請求された場合、船舶所有者等⁷は、

6 前掲（注3）・実践難題の解決を参照。

7 同上

中国海商法第11章の規定に従って海事賠償の責任制限を享受できないと」規定していることから、衝突によって沈没した船舶の引揚げ費用等を負担した船舶所有者が、相手船所有者に対して同費用の過失割合分を損害賠償として請求する場合に相手船所有者は責任制限できないとする判決例が出され、実務上責任制限の可否を巡って大いに争われていた。この争いは、新規定17条2項によって準立法的に解決されたと言える。

(6) 責任制限阻却事由

中国海商法209条は、「損害賠償請求権を惹起した損害が責任を負う者の故意により、または損害の発生のおそれがあることを認識しながらした軽率な作為または不作為により生じたことが証明されたときは、責任を負う者は、本章に定める賠償責任を制限できない」と規定するが、新規定は、その「責任を負う者」とは事故の責任を負う者本人であることを明確にした(18条)。

III. 残された問題

1. 内航船の責任制限

中国海商法210条は、総トン数300トン未満の船舶及び中国各港間の運送に従事する船舶および沿岸の作業に従事する船舶(中国各港間の運送に従事する船舶および沿岸の作業に従事する船舶をあわせて、以下「内航船」という。)の責任制限額は、その制定を国務院(交通部)に授権している。同条を受けて、1993年11月16日「300トン未満の船舶及び沿岸運送または沿岸作業を行う船舶についての海事賠償の限度額に関する規定」が制定された。同規定3条は、総トン数300トン未満の船舶の責任制限額の算定式を規定し⁸、同規定4条は、内航船について、総トン数300トン未満の場合の責任制限額は同規定3条に定める制限額の50%の割合に応じて計算し、総トン数300トン以上の場合の責任制限額は同法210条1項に定める制限額の50%の割合に応じて計算すると規定する。また、同規定5条は、同一の海難事故においての責任制限額については、同法210条または同規定3条を適用する船舶がある場合、その他の船舶の制限額は同様にこれを適用しなければならないと規定する。

ここで、同規定5条の規定方法が不明確なため、外航船と内航船が衝突した場合、内航船の責任制限額の算定基準について、外航船と同様に算定するのか、あるいは50%に減額されるのかについて解釈上の争いが生じていた。最高人民法院は、同規定5条の「適用する場合」とは、客観的に制限額が高い外航船の基準を適用する場合と解する見解を支持し、内航船の責任制限額は外航船と同様に計算すべきとしたが、新規定においてはこの点について言及されなかった。この問題は、前述のように国務院に授権されているため、最高人民法院が解釈規定を設けることはその権限の範囲を超えて妥当でないと判断したためである⁹。

8 人身損害に関する賠償請求については

- (1) 20トンを超える21トンまでの船舶については、その限度額が54000計算単位とする。
- (2) 21トンを超える船舶については、21トンを超える1トンにつき1000計算単位を加えた金額とする。

人身損害以外の損害に関する賠償請求については

- (1) 20トンを超える21トンまでの船舶については、その限度額が27500計算単位とする。
- (2) 21トンを超える船舶については、21トンを超える1トンにつき500計算単位を加えた金額とする。

9 前掲(注3)・実践難題の解決を参照。

2. 代位弁済

海事債権条約12条2項ないし4項は、制限債権を弁済した者は、弁済の限度においてその制限債権を有するとして責任制限手続に参加することができるなど、代位請求について規定している¹⁰。代位請求が可能か否かについては、新規定では解決されておらず、この問題は依然として残っているものとされる。

N. まとめ

新規定は、船舶所有者等の責任制限に関する中国法上の問題について、具体的な解決方法を示している。実務的には、船骸撤去費用等に関する求償権が制限債権と明確に認められ、わが国における解釈と同様の結論になったことは高く評価できる。また、新規定において採択されなかったが、外航船と内航船が衝突した場合の内航船の責任制限額は外航船と同様に算定すべきであるという最高人民法院の見解が示されたことは特筆すべきであろう。これまでにも上記見解に従う海事法院の判決例が見受けられたが、今後もそのような判決が出されるものと思われる。

以上

(あめみや まさひろ)

10 第2項 責任を負う者又はその保険者は、基金の分配が行われる前に基金に係る債権を弁済したときは、弁済額を限度として、弁済を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利について当該弁済を受けた者に代位することができる。

第3項 責任を負う者又はその保険者以外の者も、その弁済額につき、2の規定による代位の権利と同様の権利を関係国内法令により認められる範囲内で行使することができる。

第4項 責任を負う者又は他のいずれかの者が、基金の分配の行われる前に弁済したならば2又は3の規定に基づいて代位の権利を有したであろう額の全部又は一部の弁済を後に強制される可能性のあることを証明した場合には、基金の形成がされた国の裁判所その他の権限のある当局は、これらの者が後に基金に対して自己の権利行使することを可能にするために十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。